

令和8年1月

定例農業委員会総会 議事録

令和8年1月13日（火）

宗像市農業委員会

令和8年1月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和8年1月13日				
招集の場所	宗像市役所北館 第103B会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和8年1月13日 午後4時00分	会 長	吉武 順子	
	閉会	令和8年1月13日 午後5時05分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席21人 欠席2人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	吉武 順子	○	13	石松 健一郎	○
2	田中 康雄	○	14	佐藤 裕治	○
3	薄 幸一	×	15	吉永 和義	○
4	岩佐 政子	○	16	寺尾 悦治	○
5	内田 浩徳	○	17	福嶋 仁士	○
6	松井 徳一郎	×	18	和田 孝夫	○
7	安永 正志	○	19	中富 清美	○
8	中山 博之	○	20	原田 義久	○
9	網脇 正幸	○	21	深田 誠	○
10	山下 隆広	○	22	白石 拓也	○
11	天野 寛子	○	23	石松 幸夫	○
12	山田 堅	○			
農業委員会事務局職員 田志事務局長 河野主任主事					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	5番	内田 浩徳	7番	安永 正志	

令和8年1月定例農業委員会総会会議結果

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第3号議案 | あっせんの申出について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| | 受付NO4 承認 |
| | 受付NO5 承認 |
| | 受付NO6 承認 |
| 第5号議案 | 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について |
| | 承認 |
| 第6号議案 | 農業振興整備計画の変更について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第7号議案 | 宗像市地域計画変更に係る意見聴取について |
| | 承認 |
| 報告事項 | |
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 第2号 | 所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について |

○議長

令和8年1月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は21名です。

よって、令和8年1月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1の審議になりますが、この後審議を行います第2号議案、受付NO1の営農型太陽光発電設備の許可申請との関連がありますので、第2号議案で審議を行いたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

それでは、受付NO2から審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

●●から説明いたします。譲受人の●●さんは、現在、耕作してありまして、このたび●●さんと●●さんから譲り受け、作付けされると話を伺っております。譲渡人の●●さんと●●さんは農地を相続し、以前からほとんどよそに貸されて作付けをされてきました。何ら問題はないと思います。以上、ご審議のほど宜しくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

この件につきましては、今話がありましたように12月定例総会で報告があつて保留になった件になります。12月のときにトマトを植えるということで、表土を剥がして、表土を盛って、農地の半分くらいトマトを植えられるように畝が作ってありました。その後どうなったか、去年の暮れに見に行きました。表土が全部整地されていて、農地全体に畝もきちんと作られており、いつでもトマトが植えられるような状態ではありました。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

先月これ、賃貸借でどうかという話がありましたが、それはどうなりましたか。

○事務局

所有者の●●さんについては、所有権を移転したいという意向が強く、所有権を移転するというので審議をしていただきたいと考えています。先ほど委員も言われたように、先月は表土を剥がして残土が農地の一部に置かれていたり、鉄骨も置いてあったりしていました。12月定例総会后、そういった状況を改善するよう代理人の行政書士の方には、賃貸借も含め確認のお願いをしていました。先週、私も現地を確認してきました。きちんと農地全体に畝も作られており、トマトの栽培は可能と考えています。

○議長

今回、譲渡人が賃貸借というよりは所有権移転の意向が強いということですね。ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

買われたはいいいけど、あと買った人が途中で帰国したりすると、また転売なりされるなど、全国的に見てもそういうふうな問題が取り沙汰されてて、簡単に許可を出していいのかという部分ですね、非常に問題があるんじゃないかと、自分も最近になって思っていますので、その辺をもう少しクリアな私たちですね、何かできないかなという気がし

ていますので、その辺どうでしょうか。

○議長

はい、委員。

○委員

心配はあると思いますが、今の法律では、ダメと言えないと思います。

○委員

これ別に擁護するわけではありませんが、農地ということで今話がありましたように、法律で決まったことと思いますが、できたら据え置きですね、5年くらいでないを通らないような法律ができればですね。というのも山間地なんかですね、物置とかですね、環境が悪くなっている状態が続いています。今から先どんどんどんどん高齢化して土地を誰か買う人がおったらどんどん売ってですね、業者が買ってそういった物置になってくるケースが多くなってくるんじゃないかと思うんですよね。見た目も悪いし、やっぱり車の廃車を置いたり、倉庫にしたり、今から先のことを考えたら、法律で規制する方向にもっていかないといけないと思います。

○委員

今言われたようにどっかで歯止めをかける、農業委員会ではなかろうかと、国ができんとなら、農業委員会でどうにかしていかんとしょうがないような気がして。

○事務局

今の農地法ではそういったことで規制はできないと考えています。今後、所有権が移ったあと、きちんと耕作がされているかどうかを、毎年実施しています利用状況調査などで確認していくしかないのかなと思っています。もし耕作がされていなければ、農地の利用を促すような取り組みをしていく必要があると考えています。

○議長

農業委員会は農地法3条の許可権者にはなりませんけれども、罰則とかを与える権限はないんですよね。勧告というかたちでしかできないですけれども、不適切な農地の利用ということであれば、そこを是正するために事務局から通知を出すとか、そういった対応になるかと思っていますので、日頃から見回りの時とかに声をかけていただくとかですね、担当地区の委員の方は大変だとは思いますが、そういった対応になると考えています。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。賛成多数です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。また、第1号議案受付NO1との関連がありますので、一括で審議を行いたいと思います。それでは、あわせて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1及び第1号議案受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO1及び第1号議案受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付番号1番について説明いたします。資料の8ページを見てもらうと分かりますが、この四角い部分がパネルになります。農地全体で●●が植えられています。●●さんは●●ではないということで、3年に1回、更新の手続きが必要になります。今のところきちんと管理されていて、手入れも行き届いていますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

本日、現地確認に行ってきました。今、みなさんから説明があったとおり、●●も機能しておりまして、下は●●が作られて、水路もきちんと管理され、雑草対策もされ、特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO1及び第1号議案受付NO1について議案説明と、担当地区委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。この説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1及び第1号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第2号議案受付NO1及び第1号議案受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1及び受付NO2について、一括して事務局から説明を

受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1及び受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1及び受付NO2についての説明がありました。この件につきましては、人事案件になりますので、質疑を終結いたします。

○議長

第3号議案、受付NO1及び受付NO2について、あっせん委員の選出にあたっては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長の指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

それでは、受付NO1及び受付NO3のあっせん委員を指名いたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について」を議題といたします。6件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO6について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案の受付NO1から受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO6についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1から受付NO6について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO6については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案、農用地利用集積等促進計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、農用地利用集積等促進計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、農用地利用集積等促進計画について、承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。この件につきましては、農林水産課農業振興係から説明を受けたいと思います。

○農林水産課農業振興係

(第6号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から受付NO1について説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案、受付NO1について、宗像市長に対して、農業用施設用地からの除外を可とする意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、宗像市長に対して、農業用施設用地からの除外を可とする意見書を提出いたします。

○議長

つづきまして、第7号議案「宗像市地域計画変更に係る意見聴取について」を議題といたします。この件につきましては、農林水産課農業振興係から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○農林水産課農業振興係

(第7号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、農林水産課農業振興係から、地域計画の変更に係る説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。この件につきましては、先月の農政部会で協議をしております、特に問題ないということで協議は終わっております。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第7号議案、宗像市地域計画変更に係る意見聴取について、宗像市長に対して「特に意見なし」と回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、宗像市長に対して、地域計画変更について「特に意見なし」と回答いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の報告を行います。報告事項は2件であります。

報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会で報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号と報告事項第2号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和8年1月定例農業委員会総会は閉会いたします。